

1. 職業紹介事業者に関する情報

【社名】：デロイトトーマツタレントプラットフォーム株式会社

【ホームページ】：[\(デロイト トーマツ タレントプラットフォーム株式会社\)](#)

【事業所所在地】：東京都千代田丸の内3丁目3番1号 新東京ビル

【許可・届出受理番号】：13-ユ-310898

2. 紹介手数料

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%（または 円）</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%（または 円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%（または 円）</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

【サーチ／スカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>150万円</u> 活動1日あたり <u>5万円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%（または 円）</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間

	が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%(または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
--	--

【再就職支援型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>1万円</u> 相談・助言終了時 <u>3万円</u> 成功報酬 <u>5万円</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%(または 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>100%(または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

3. 返戻金制度

候補者の入社等の日から3ヶ月未満に、求人事業者と候補者との間で締結した雇用契約等が、明らかに候補者の責に起因する解雇若しくは解除により終了した場合又は候補者の自己都合による退職若しくは解除により終了した場合、本契約に基づき受領した報酬の30%を求人事業者に返戻します。なお、返戻金に利息は発生しないものとします。

ただし、派遣期間を経てから直接雇用に切り替えた場合には、この返戻金制度は適用いたしません。また、求人事業者と当社との個別の契約において、異なる取り決めを行う場合がございます。

(留意事項)

退職に至った理由が、入職前に提示された労働条件(処遇や業務内容を含む)と入職後の当該条件が入職後著しく異なっていた場合や、求人側の都合による解雇、明らかな求人者の責である場合、また候補者の死亡・病気等の不測の事態であった場合は返戻金の対象外となります。

以上